

9 農林水産業関係

ア 農業・農産物等

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
農産物検査 （農林水産省）	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	登録の実施、民間移行	措置		（農林水産省） 平成17年3月末現在において、約980の民間検査機関が登録し、農産物検査を実施している。また、農産物検査員についても約13,400人の養成を行ったところであり、民営化移行計画に沿って着実な移行が図られている。	
国内産糖製造事業者の指定製造施設の設置承認 （農林水産省）	平成12年10月から新たな糖価調整制度を導入したところであり、甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえ、甘味資源特別措置法第13条第2項第1号の規定について検討を行う。	甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ検討・結論			（農林水産省） 甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ、検討を進めているところである。	
酪農事業施設の設置承認 （農林水産省）	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行（平成13年4月）に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し			（農林水産省） 生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、併せて見直す。	
中山間地域等直接支払制度	中山間地域等直接支払制度について、制度的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。	措置			（農林水産省） 現行制度の検証結果（平成16年8月19日公表）等を踏まえ、本制度を継続的に実施することとし、17年度以降においては、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することとする。	
農地制度の改革	新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業に併せ、農地制度の改革は、利害関係者が多岐にわたる国民的な課題であることを踏まえ、国民各層からの意見を聴取した上で、総合的な検討を実施し、所要の措置を講ずる。検討に当たっては、耕作者主義、農地制度の体系的・抜本的な見直し、農地の利用実態の的確な把握など総合規制改革会議	検討	検討・結論・逐次実施		（農林水産省） 農地制度の改革については、新たな食料・農業・農村基本計画と併せ、食料・農業・農村政策審議会企画部会において幅広い議論を行ったところである。この議論を踏まえた上で、平成17年通常国会に担い手への農地の利用集積の促進、農地	

	第3次答申で明示した論点に十分留意する。				リース特区の全国展開、遊休農地解消のための体系的施策の構築等を内容とする農地制度改革関連法案を提出するとともに、新たな食料・農業・農村基本計画の中に農地制度改革に関する検討の結果を位置付け、平成17年度より逐次実施する。	
農業委員会制度の見直し	a 農業委員会の委員構成についての実態を把握し、制度運営の適正化を含め実質的に地域農業の振興に関心のある者の一層の参画を促す措置を講ずる。	措置			(農林水産省) 農業委員に地域農業の振興に関心のある多様な人材が登用されるような取組が行われるよう通知(農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について(平成16年11月1日農林水産省経営局長通知))を発出した。	
	b 市町村を越えて存在する農地の実態を調査し、農業委員会における意思決定に、入作の可能性のある他の市町村に住所を有する農業者等の意見を実質的に反映できる措置を講ずる。	措置			(農林水産省) 農業委員会の業務の実施に当たり、隣接又は近接する農業委員会間の連携の下に、入作の可能性のある他の市町村の区域に住所を有する農業者等の意見を踏まえ、地域における優良農地の確保及び担い手の育成等構造政策の推進に努めるよう通知(農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について(平成16年11月1日農林水産省経営局長通知))を発出した。	
	c 農業委員会の選任委員に、地域の実態を踏まえ、環境NGO等地域の環境問題に強く関心を持つ団体の代表者、農業の活性化に学識経験のある者、農産物の販売・流通等に知見の深い者等、多様な人材を含めるための措置を講ずる。	措置			(農林水産省) 農業委員については、認定農業者等の意欲ある担い手をはじめ、重要な担い手として位置付けられる女性農業者や農業経営の担い手となることが期待される青年農業者、農業・農村の活性化について学識経験のある者等の多様な人材が積極的に登用されるような取組が行われるよう通知(農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について(平成16年11月1日農林水産省経営局長通知))を発出した。	
農地転用許可制度の運用の適正化	a 現に耕作の目的に供していない農地の一時転用に係る許可申請について、もっぱら遊休農地の解消のために転用許可申請の書類に作付確約書を添付することを要件とすることがないよう関係機関に通知する。 b 農地転用許可に係る事務処理の標準処理期間(6週間)を定めた通知の趣旨について、関係機関に周知する。	措置			(農林水産省) 通知発出をもって措置した(農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について(平成16年3月30日農林水産省農村振興局長通知))。	

<p>農協制度の見直し</p>	<p>a 農協が真の担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。</p>	<p>措置</p>			<p>(農林水産省) 平成16年通常国会において、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を改正し、農協の指導機関である全国中央会が、指導事業に関する基本方針を策定、公表する仕組みを導入。当該方針に担い手たる農業者の利益を目指した事業活動の展開に関する事項を盛り込むことにより、農協の機能発揮に向け事業の見直しを促進するよう措置した。(平成17年4月1日施行予定)</p>	
	<p>b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。</p>	<p>措置</p>			<p>(農林水産省) 農林水産省において16年度に各都道府県を通じて実施した員外利用状況調査にもとづく実態把握を踏まえ、各都道府県において必要な是正指導(検討等)を行った。</p>	
	<p>c 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。</p>	<p>措置</p>			<p>(農林水産省) 共済事業については、農協系統における子会社を含めた一体的な事業実施体制の再構築への取組を踏まえ、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を改正し、子会社規定の整備等事業の一層の健全性の確保や契約者の保護の充実を図る措置を講じた。 具体的には、 共済事業の一層の健全性を確保するため、最低出資金制度、早期是正措置、子会社等保有規制の導入、準備金に関する規定の整備、員外監事・常勤監事の設置の義務付け 契約者保護の充実を図るため、クーリング・オフ制度や不適正な推進行為規制の導入、重要事項の説明や財務状況等を記載した説明書類の縦覧の義務付け、契約条件の変更を可能とする制度の導入 機動的な事業運営を確保するため、共済事業を行う組合が保険会社の保険契約の締結の代理ができることを明確化する</p>	

					等の措置を講じた。	
	d 総会への報告に当たっては、カントリーエレベーター等主要施設の収支明細を付するなど情報開示の充実について検討する。	措置			(農林水産省) 事務ガイドライン(平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長通知)を改正し、総会への報告に当たって、部門別の事業収支に加え、主要施設の収支明細を付するなどにより、組合員に対するより一層の情報開示に努めるよう措置した。	
	e 准組合員が300万戸を超えている実態を踏まえ、准組合員制度の適切な運用のための措置を検討し、所要の措置を講ずる。	措置			(農林水産省) 組織活動の展開の今後の実践方向について、JA全中等担当部局から考え方の聞き取り等を行い、准組合員制度の適切な運用のための措置について検討を行った。その結果、農業協同組合が、正組合員の農業経営に貢献する組織であることを基本とし、部門別収支の徹底により、農業部門の採算性の確保等、安易に准組合員を増加させることのないよう事務ガイドライン(平成14年3月1日付け13経営第6051号経営局長通知)の一部改正を行った。	

	f 農協の子会社に対する適切な指導・監督・監査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	措置			(農林水産省) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を改正し、信用事業を行う農協だけでなく、全ての農協に対し子会社と連結して作成した業務報告書の行政庁への提出を義務付けることにより、行政による農協経営全体に対する適正な監督等に資するよう措置した。(平成17年4月1日施行予定)	
公正な競争条件の確保 (公正取引委員会)	不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	逐次実施			(公正取引委員会) 引き続き励行する。	
JAS法による玄米・精米の表示制度の見直し (農林水産省)	産地品種銘柄の認定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定する仕組みを17年産米から導入し、要領を改正する。	措置			(農林水産省) 銘柄設定の手続きを定めている「国内産農産物銘柄設定等申請要領」(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)を改正し、直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを導入した(平成16年12月27日施行)。	
無糖ココア調製品の関税割当に係る報告の見直し (農林水産省)	無糖ココア調製品の関税割当に係る定期的な報告のあり方を見直し、措置する。	措置			(農林水産省) 平成16年度割当実施分より、次年度も継続して割当申請を行う者については無糖ココア調製品使用台帳の提出を不要とし、負担の軽減を図ることとした(平成16年3月11日農林水産省関税割当公表)。	
株式会社等による農業経営(農地のリース方式)の解禁	a 構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、可能な限り速やかに結論を得る。	検討・結論			(農林水産省) 構造改革特区制度で認められた「農地のリース方式」については、調査の結果、弊害の発生は認められなかったことから、現行と同様の制度で全国展開を行うための所要の法律改正案を国会に提出済み。	

<p>肉骨粉の焼却灰の肥料利用を可能化</p>	<p>肉骨粉の焼却灰の肥料利用については、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問。その結果、牛の特定危険部位及びせき柱を原料から除いた牛の肉骨粉の焼却灰を肥料として利用することについての食品健康影響については無視できる程度であるとの判断が得られた場合は、製造及び出荷の停止の要請を解除する方向で検討する。</p>		<p>検証</p>		<p>(農林水産省) 肉骨粉の焼却灰の肥料利用については、1000 以上で焼却処理をした肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料利用として利用することに係る食品健康影響評価について、食品安全委員会に諮問(平成16年7月2日)。</p>	
<p>発酵促進のための尿素等を使用した旨を表示した家畜分堆肥の生産・販売の容認</p>	<p>生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示ができるよう基準を緩和する。</p>	<p>措置</p>			<p>(農林水産省) 生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示ができるよう特殊肥料の品質表示基準に係る告示を改正。(告示改正、平成16年11月1日施行)</p>	

イ その他

森林計画制度	a 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	逐次実施（15年度より予算措置）	措置		（農林水産省） 国レベルで森林資源情報を一元管理するためのデータベースシステムの構築など、引き続き、森林吸収量の報告・検証体制の整備を実施。
	b 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	逐次実施（13年度より予算措置）	措置		（農林水産省） 引き続き支援を実施。平成16年度末までに、おおむね8割にあたる都道府県において森林GIS整備に着手。
競走馬の出走制限 （農林水産省）	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」（計画期間：平成12年～16年）に沿って着実に実行する。	措置			（農林水産省） 日本中央競馬会において、「外国産馬の出走制限緩和計画」（計画期間：平成12年～16年）を着実に実行し、外国産馬が出走できる競走の拡大を行った。
外国漁船の寄港の許可事務の地方支分部局への移管	瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請の許可事務を各漁業調整事務所が行うよう措置する。	措置			（農林水産省） 「農林水産省組織規則の一部を改正する省令」（平成15年10月1日付け農林水産省令第112号）をもって措置